

令和5年第12回桶川市農業委員会総会 議事録

令和5年12月25日(月) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室305

【出席委員】 農業委員	2 天沼省司、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
農地利用最適 化推進委員	1 池田仁政、2 黒沼紀夫、3 渋谷政昭、5 高柳稔、6 竹内芳夫、7 塚本靖夫、8 原島忠男
【欠席委員】 農業委員	1 秋山重樹、3 荒井昌和、7 加藤俊子
農地利用最適 化推進委員	4 高橋桂
【傍聴人】	0人
事務局長	只今より、令和5年第12回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員11名のうち8名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。 2番の天沼委員と、4番の荒岡委員にお願いします。
議長	それでは、次第の4「議事」に入ります。 第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事

渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。 12月18日に現地調査を行いました。 申請地は適切に管理されていたことを報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、聞き取り調査の結果報告ですが、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>自宅の周辺地では、露地野菜を栽培しているようで、申請地取得後は、同様に露地野菜を栽培する予定とのことでした。 また、田んぼについてですが、適切に管理することで、周辺の営農者に迷惑をかけないようにするとのことでした。 なお、田んぼについては、しばらく荒廃した状態でしたので、隣接農地の耕作者から苦情が寄せられておりました。その後、事務局より適正管理の依頼を行った結果、速やかに除草作業を行っていただきました。 聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。 申請者の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 転用目的は、住宅敷地となっており、追認許可を求める内容となっております。 申請地の農地区分は、第2種農地となっております。 追認に至った経緯や宅地になってしまった経緯は、理由書に記載のとおりです。 なお、埼玉県追認審査会にて検討いただき、「追認見込みあり」との</p>

	<p>回答をいただいております。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号議案について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案第1号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は仮設事務所敷地（一時転用）となっております。本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることとなります。一時転用の期間は、最長3年間と決まっておりますが、この案件は許可日から1年1カ月までとなっておりますので、期間に問題はございません。 申請地の近くで道の駅の建築工事が予定されており、仮設事務所が必要となることから、一時転用許可申請に至っております。 転用面積は691㎡で、申請地には鉄板を敷き詰める計画となっております。また、隣地農地との被害防除策については、足場板を設置することにより、土砂の流出などを防ぐ計画となっております。 なお、一時転用終了後の農地への復旧については、別紙復元計画書のとおりです。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>12月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p>

議長	<p>現地調査の結果報告は以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第3号議案第1号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案第2号件について説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は自己用住宅敷地となっております。</p> <p>申請地は、平成2年1月11日に農用地区域から除外されております。農地区分については、10ha以上の連坦性があることから、第1種農地と考えております。</p> <p>本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、立地基準は満たしていると考えられます。</p> <p>建築面積は78.25㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面の道路側溝へ放流する計画となっております。隣地農地との境界には、コンクリートブロックを内積みする計画です。</p> <p>また、申請地には4台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が2台、来客用が2台となっております。</p> <p>転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>

	<p>します。</p>
渡邊委員	<p>12月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第3号議案第2号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第3号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第4号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第4号議案について説明させていただきます。 農業経営基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。申請件数は、2件でございます。 まず1件目が、認定農業者による新規のものとなっております。2筆、計1,284㎡を、使用貸借にて令和6年1月1日より3年間借用する案件でございます。 2件目も、新たに利用権を設定するものとなっております。9筆、計5,316㎡を、賃貸借にて令和6年4月1日より3年間借用する案件でございます。2件目の利用権の設定を受ける法人は、本件の周辺地において、これまでも適切に農地を管理しておりますので、耕作する上で問題はないと考えられます。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>12月18日に現地調査を行いました。 申請地のうち4筆は荒廃している状態で、うち1筆は区域が判明しませんが、本件借受人は、認定農業者や農業法人とのことですので、</p>

	<p>今後、荒廃した状態が解消されることを期待します。 現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第4号議案について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第4号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分を報告いたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第4条の届出が1件となっており、転用目的は、寄宿舍（障害者グループホーム）となっております。また、農地法第5条の届出が6件となっており、転用目的は、住宅敷地が5件、事務所兼倉庫が1件となっております。 なお、令和5年12月15日までに行われた専決処分となっております。 事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず、桶川市農業振興地域整備計画の変更について説明させていただきます。 今月は説明のみとさせていただき、来月に現地調査を行った上、農業委員会の意見をまとめる予定となっております。 それでは、「桶川市農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。 表紙を開きますと、除外申出一覧がございます。令和5年11月に受け付けた農用地区域の除外申出は、資材置場（兼駐車場含む）が3件、駐車場が1件の計4件となっております。</p>

まず、1126 号件について説明させていただきます。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は資材置場及び駐車場を整備するため、除外後の農地区分は、第 3 種農地と考えております。その理由は、申請地がインターチェンジへの分岐点から概ね 300m 以内に位置しているためです。第 3 種農地は、一般基準を満たしている場合、原則許可することになっております。理由書については、委員の皆様も一読の上、ご確認をお願いします。

隣接農地への被害防除策については、アルミフェンスを設けることにより、被害防除を行う計画となっております。

なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。

続きまして、1127 号件について説明させていただきます。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は資材置場と道路後退用地となっております。除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。第 2 種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。そのため、理由書については、委員の皆様も一読の上、ご確認をお願いします。

被害防除策についてですが、隣接地に農地が無いため、計画されておられません。

なお、建築計画がないため、本案件は、都市計画法上の開発許可の手続きは不要となっております。

続きまして、1128 号件について説明させていただきます。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は駐車場となっております。除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。第 2 種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。そのため、理由書については、委員の皆様も一読の上、ご確認をお願いします。

被害防除策についてですが、隣接地に農地が無いため、計画されておられません。

なお、建築計画がないため、本案件は、都市計画法上の開発許可の手

続きは不要となっております。

続きまして、1129 号件について説明させていただきます。

申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。

除外理由は資材置場及び駐車場を整備するため、除外後の農地区分は、第2種農地と考えております。第2種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合は、許可が可能となっております。そのため、理由書については、委員の皆様も一読の上、ご確認をお願いします。

被害防除策についてですが、隣接地に農地が無い場合、計画されておられません。

なお、建築行為はございませんので、都市計画法の許認可手続きは不要となります。

以上4件が、令和5年11月に受け付けた除外申出になります。

次に、生産緑地地区の買取りの斡旋について、説明させていただきます。

お配りした資料は、生産緑地の指定が解除される見込みの土地に関する概要書になります。

生産緑地法第13条には、「市町村長は、生産緑地について、買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」と定められております。

桶川市長がこれらの土地を買い取らない旨の通知をしたため、農林業に従事する方への買取りの斡旋について、依頼されております。

委員の皆様方の外、農林業に従事する方の中で、これらの土地を買い取り、保全管理していくことを希望される方がいらっしゃいましたら、令和6年1月10日（水）までに農業委員会事務局へご連絡ください。

なお、買い取り希望価格等の詳細につきましては、桶川市都市計画課へお問い合わせください。

次に、令和5年第11回農業委員会総会第3号議案第3号件について、第11回総会終了後に申請者より設計変更の申出がありましたので、その内容についてご説明申し上げます。

当初、3,269㎡の農地転用（一時転用）を予定しておりましたが、申請者が改めて現地を再確認したところ、その一部がブロック塀や宅地となっており、実質的に転用が難しい箇所があったようです。そこで、そ

	<p>うした範囲を転用予定の区域から除いた結果、転用面積が 2,920 m²に変更となりました。</p> <p>そのため、委員の皆様に変更された内容をご確認いただきまして、再度意見を頂戴できればと考えております。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、令和 5 年第 11 回農業委員会総会第 3 号議案第 3 号件について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>令和 5 年第 11 回農業委員会総会第 3 号議案第 3 号件について、異議なしということよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、決定とさせていただきます。</p> <p>それでは、引き続き事務局から「その他事項」について、お願いします。</p>
事務局	<p>最後に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和 6 年 1 月 18 日（木）の午前 9 時から、第 1 班が行いますので、市役所 2 階の会議室 201 にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和 6 年 1 月 25 日（木）の午後 2 時から、市役所 3 階の会議室 304 で行いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p> <p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後 3 時 23 分</p>